

見守り電話活動助成（令和4年度 臨時助成）

新型コロナウイルス感染症拡大により、訪問や声掛けでの見守りが難しい状況を鑑み、高齢者等見守りが必要な世帯に対し、電話（郵便・FAX）で安否確認をした自治会に対し助成を行います。

（1）助成対象団体

自治会・町内会

（2）事業の実施期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

（3）助成金額

- ・見守りが必要な世帯1世帯1電話につき100円助成
- ・1ヶ月あたり上限10,000円
- ・助成上限30,000円

（4）助成条件

①高齢者等見守りが必要な世帯に対し、電話（郵送・FAX）で安否確認をした自治会・町内会

②事前申請は必要ありませんが、事業開始前に、電話等で西区社会福祉協議会にご相談ください。

③事業終了後、1ヶ月以内に以下の書類を提出してください。

※ 令和5年3月に実施した場合は、令和5年4月5日までに提出してください。

- ・助成申請書兼報告書
- ・見守り電話記録（実施期間中の記録をまとめて提出してください）
- ・助成金振込口座通帳のコピー（口座番号、自治会・町内会名義の記載があるもの）

※実施期間中の記録をまとめて提出してください

（1か月ごとに提出する必要はありません）

